器具の成分規格違反事例



合成樹脂製調味料入れ (蒸発残留物)

陶磁器製皿(鉛)

主な食品衛生法違反内容(平成18年度)

違反条文		違反 件数	構成比 (%)	主な違反内容	
6	有毒・有害物質等を含有する食品 等の販売等の禁止	268	17.0	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、チーズ、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等	
9	病肉等の販売等の禁止 ある	1	0.1	衛生証明書の不添付	
10	指定外添加物の販売等の禁止	156	9.9	サイクラミン酸、スーダン I・IV、アゾルビン、TBHQ、ポリソルベート、ロー ダミンB、アルミノケイ酸ナトリウム、塩化メチレン、ナトリウムエトキシド、ケ イ酸マグネシウム等の指定外添加物を使用したもの	
11	規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	1,132	71.6	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及び その加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反)、 その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準 違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)	
18	規格基準に違反する器具・容器包 装の販売等の禁止	19	1.2	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反	
62	おもちゃ等についての準用規定	4	0.2	乳幼児が口に接触するおもちゃから指定外着色料の検出	
計 1,580(延数 1,515(実数					

国別の主な違反内容 ① (平成18年、上位10ヶ国)

国・地域	違反分類	主な違反品目(項目:件数)		
1 中国	530件 (0. 6%)※			
届出件数 578, 524件 届出重量 4, 935, 605トン	成分規格 残留農薬 添加物 抗生物質等 力ビ毒 遺伝子組換え その他 た凍食品(大腸菌群:42、一般生菌数:33、E.coli:20) しょうが(BHC:21)、ウーロン茶(トリアヅホス:20) 冷凍食品(サイクラミン酸:23)、洋菓子(アゾルビン:6) うなぎ(ロイコマラカイトゲリーン:16、AOZ:10) 落花生(アフラトキシン:30)、ハトムギ(アフラトキシン:15) ビーフン(Cry1Ac:7)、もち米の粉(Cry1Ac:4) 毒魚(魚種鑑別:5)、うるち精米(腐敗・変敗:1)			
2 米国	239件 (1. 0%)※			
届出件数 196, 858件 届出重量 13, 108, 050トン	カビ毒 添加物 成分規格 残留農薬 抗生物質等 その他	とうもろこし(アフラトキシン: 175)、アーモンド(アフラトキシン: 8) 飲料(エステルガム: 4、ソルビン酸: 2)、健康食品(ポリソルベート: 2) 食肉製品(E.coli: 2)、魚介類加工品(亜硝酸根: 2) ポップコーン(ピリミホスメチル: 2)、レタス(ペルメトリン: 1) 花粉加工品(オキシテトラサイクリン: 2、テトラサイクリン: 1) 小麦(腐敗・変敗: 1)、小豆(腐敗・変敗: 1)		
3 ベトナム	147件 (1. 2%)※			
届出件数 41,494件 届出重量 433,361トン	抗生物質等 成分規格 添加物 残留農薬 カビ毒	いか(クロラムフェニコール:49)、えび(クロラムフェニコール:36、AOZ:2) 冷凍食品(大腸菌群:23、一般性菌数:6、E.coli:13) 魚類加工品(二酸化硫黄:2、TBHQ:1、サイクラミン酸:1) ほうれんそう(インドキサカルブ:2、クロルピリホス:1)、 ハトムギ(アフラトキシン:1)、こうりゃん(アフラトキシン:1)		

[※] 届出件数に対する違反件数(カッコ内は検査件数に対する違反件数の割合)

国別の主な違反内容②(平成18年、上位10ヶ国)

国・地域	違反分類	主な違反品目(項目:件数)		
4 タイ	120件 (0. 6%)※			
届出件数 122,043件 届出重量 1,251,371トン	成分規格冷凍食品(大腸菌群:32、一般性菌数:21、E.coli:8)残留農薬オオバコエンドロ(ジフェノコナゾール:3)、マンゴー(プロピコナゾール:3)カビ毒ハトムギ(アフラトキシン:4)、とうがらし(アフラトキシン:2)添加物果実加工品(二酸化硫黄:2、TBHQ:1、ポリンルベート:1)その他うるち精米(腐敗・変敗:10)、もち米(腐敗・変敗:3)			
5 ガーナ		71件 (15. 0%)※		
届出件数 705件 届出重量 47,303トン	残留農薬 成分規格	カカオ豆(クロルピリホス:37、ピリミホスメチル:26、エンドスルファン:4) キャッサバ(シアン化合物:1)		
6 エクアドル	69件 (16. 7%)※			
届出件数 1,763件 届出重量 122,411トン	残留農薬	カカオ豆(2,4-D:66、シペルメトリン:2、マラチオン:1)		
7 台湾	50件 (0. 7%)※			
届出件数 29,270件 届出重量 217,828トン	残留農薬 抗生物質等 添加物 成分規格	マンゴー(シペルメトリン:13、シフルトリン:4)、ウーロン茶(プロモプロピレート:8) うなぎ(AOZ:5)、やいとはた(マラカイトグリーン:2) 飲料(サイクラミン酸:3)、野菜加工品(TBHQ:2) 冷凍食品(大腸菌群:2、器具(カドミウム:2)		

[※] 届出件数に対する違反件数(カッコ内は検査件数に対する違反件数の割合)

国別検査命令対象品目(平成19年8月現在抜粋)

対象国·地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (15品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見された ものに限る。
(10444)	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品(でんぷん を除く。)	シアン化合物	
中国	鰻及びその加工品	マラカイトグリーン、フラゾリドン	
(46品目)	えび及びその加工品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイ クリン、テトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品(貝柱のみの ホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証 明書が添付されたものを除く。
	大粒落花生	ダミノジッド、アセトクロール、BHC	
	ウーロン茶	トリアゾホス	
	しょうが	BHC	
	食品	サイクラミン酸	別途指示する製造者により製造された ものに限る。
タイ (24品目)	養殖えび及びその加工品	オキソリニック酸	別途指示する製造者により製造された ものを除く。
(24m =)	おくら	ジノテフラン、EPN	
	バジルシード	アフラトキシン	
 米国	レモン	オルトフェニルフェノール	別途指示するブランドに限る。
(11品目)	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン	
	とうもろこし	アフラトキシン	

検査命令品目一覧 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/dl/01a.pdf

平成18年度 輸入食品監視指導計画

輸入食品監視指導計画とは

- ◆ 改正食品衛生法により既に策定された監視指導指針に基づき策定(H15. 8. 29)
- ◆具体的な内容
 - ◆重点的に監視指導を実施すべき項目
 - ◆輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- ◆毎年度、当該計画を定め、公表
- ◆ 策定にあたっては、広く国民の意見を求める
- ◆監視指導の結果を公表

輸入時に重点的に監視指導を 実施すべき項目

- ◆ 輸入届出時における法違反の有無のチェック
 - ◆輸入届出、輸出国政府の証明書
 - ◆輸入者からの報告徴収
- ◆ 輸入時モニタリング検査の実施

平成16年度 7万6千件

平成17年度 7万7千件

平成18年度 7万8千件

◆ モニタリング検査等で違反が発見された場合は、輸入 時の検査を強化

輸入食品のモニタリング 検査の考え方

◆ モニタリング検査に必要な検体数は、Codex(分析サンプリング部会)において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数が示されている。

```
(例)95%信頼度 →違反率O. 1% →2995件
```

- →違反率 1% → 299件
- →違反率 10% → 29件等
- ◆ 先進諸国においては、CODEXで示された考え方を踏まえ、ある 食品群について、95%の信頼度で違反率が1%以下であること を確認できる299件の検査数を基本として、検査を実施。
- ◆ 我が国においても、これを基本とし、さらに過去の違反率、輸入件数、重量、違反内容の重要度を勘案し、食品群毎に検査件数を設定。

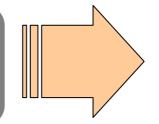
厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

同一の製造者又は加工者からの同一の輸入食品(例:O-157、アフラトキシン等)



直ちに 検査命令

残留農薬 動物用医薬品

違反

50%モニタリング 検査にアップ

違反

違反の蓋然性 が高いと判断 検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出されることのないことの確認が必要

海外情報に基づく緊急対応

- ◆ 海外における食品安全情報の積極的な収集
 - ◆ 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
 - ◆食品安全委員会事務局情報·緊急時対応課
- ◆問題の食品が我が国に輸入されている場合には、流 通状況調査、回収、輸入時検査強化

具体例: フランス産ナチュラルチーズ(リステリア菌汚染) タイ産ベビーコーン(赤痢菌感染事例)等

輸出国における衛生対策の推進

- ◆ 我が国における食品安全関連情報の提供、JIC A等が実施する開発途上国の食品衛生担当者の研修の実施
- ◆検査命令が実施されている輸入食品等について、 輸出国政府に対する違反原因の究明及び再発 防止策の確立を要請
- ◆ 現地調査や2国間協議を通じて、農薬等の使用管理、監視体制の強化、輸出前検査の推進を図る
- ◆生産段階での安全対策の確認が必要な場合には、専門家を輸出国に派遣

輸出国に対する衛生対策 強化要請例

- ◆ 中国産養殖うなぎ(動物用医薬品)
- ◆ 中国産ハトムギ(カビ毒)
- ◆ 中国産ソバ(カビ毒)
- ◆ 韓国産ヒラメ(動物用医薬品)
- ◆ 韓国産パプリカ(残留農薬)
- ◆ タイ産ハトムギ(カビ毒)
- ◆ タイ産バジルシード(カビ毒)
- ◆ 台湾産養殖うなぎ(動物用医薬品)
- ◆ 米国産とうもろこし(カビ毒)

輸出国における衛生対策①

例:米国産牛肉

対日輸出施設

- ◆ 対日輸出プログラム文書・記録の管理
- ◆ 役職員の研修
- ◆ 対日輸出プログラムに沿った処理

対日輸出施設の認 定等の対日輸出プロ グラムの管理を行う 部局

対日輸出条件の遵守

- ✓ 特定危険部位(SRM)の除去
- ✓ 20ヵ月齢以下の牛由来

HACCPなど食品安全の監督や証明書の発行を行う部局

農業販売推進局(AMS)

- ◆ 対日輸出施設の認定
- ◆ 査察の実施
- ◆ 適格品リストの承認

食品安全検査局(FSIS)

- ◆ FSIS査察官の研修
- ◆ 対日輸出証明書への署名
- ◆ 査察の実施

輸出国における衛生対策②

例:中国産冷凍ほうれんそう

生産農家

生産段階における農家の

- ◆ 使用農薬、使用方法の遵 守
- ◆ 使用農薬の統一 購入
- ◆ 使用農薬の記録・保存
- ◆ 使用農薬の分析

管理

◆ 畑毎の栽培管理表(番号) の作成



直接管理

加工工場

- ◆ 畑毎に製造管理
- ◆ 使用原料の記録・保 存
- ◆ 3段階での農薬検査 (収穫前、加工時、最 終製品)



輸出

- ◆ 中国政府輸出検疫検 査機関による輸出前 検査
- ◆ 生産加工工程書の確 認





問題発生時には記録により製品の遡及調査が可能

※茶葉、冷凍野菜等20品目の製品について、輸出時の登録が必要。

輸入者に対する基本的 指導事項

	輸入時における 危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時の 確認事項
食品等一般 (共通事項)	·規格基準不適合 (清涼飲料水、食肉 製品、冷凍食品等)	・製造工程、製品に 使用されている原 材料及び添加物 の 正確な名称・割 合等 の生産・製造 者への 確認	・製造工程、原材料等に変更がないこと ・定期的な試験検査による成分規格等の 適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及びそ の加工品	·残留農薬 (生鮮品、簡易加工 品等)	・農薬の使用状況	・収穫前、収穫後における農薬の適正な用法、用量の遵守・定期的な試験検査による残留農薬の確認	・収穫後における 農薬の使用の 有 無
畜産物及びそ の加工品	·残留動物用医薬品、飼料添加物	・動物用医薬品、飼料添加物の使用 状況	・動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、 用量、休薬期間等の 遵守	

輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

- ◆基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施(特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品)
- ◆輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- ◆自主検査の指導
- ◆記録の保存
- ◆輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

違反が判明した場合の対応

- ◆ 違反食品が国内流通→関係の都道府県等と連携し、 回収等の措置(国と都道府県等との役割の明確化)
- ◆ 都道府県等により違反輸入食品の発見→当該情報 に基づき輸入時の検査強化
- ◆ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ⇒原因究明の調査
 - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の 検査等による改善が図られていることの確認
- ◆ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- ◆輸入食品の違反情報の公表(ホームページ)

輸入食品の安全性確保について

官民合同会議を受けた対応

- 1. 各国との情報交換・連携
 - 中国政府との意見交換会(8月6日)
- 2. 問題が発生する前の予防的な措置
 - 輸入者等に対する説明会の実施(7月30日~8月6日)
- 3. 問題が発生した場合の措置

中国における取組み(意見交換会概要)

- 1. 検験総局の輸出食品の安全性確保に関する検査 体制の概要
 - ●650カ所の検験検疫機関に6,000人の検査官を配 置
- 2. 中国の国内法に違反した食品の対日輸出防止
 - ●輸出を行う企業に義務化されている登録・登記に 審査
- 3. 我が国の食品衛生法を遵守した食品の対日輸出 の確保
 - ●輸出検査、原材料の収穫前検査等の実施

中国政府の対応

- ▶ 輸出品に対するモニタリング検査の強化
 - ・対日輸出品について100%モニタリング検査を実施
- ▶ 輸出国における違反情報等に基づく違反企業の輸出停止 処分、企業名公表

http://www.aqsiq.gov.cn/ztlm/jckspwgqymd/

▶ 検疫に合格した輸出許可食品に対する許可マークの表示 (本年9月~)

〈検験検疫表示が必要な食品〉

米、豆類、野菜及びその加工品、水産品及びその加工品、食肉及びその加工品、卵及び卵製品、乳及び乳製品、落花生、茶葉、小麦粉、カカオ、コーヒー豆、乾燥果実、植物油、調味料、冷凍食品、健康食品、養蜂製品、酒、缶詰、飲料、食品添加物等であって、容器包装されたもの



我が国の対応

- ▶ 中国政府における対策の有効性の検証
- ▶ 輸出停止企業の輸入手続きの保留
- ▶ 輸入時検査で違反が確認された貨物については、検験検 疫マークの確認
- ▶ 引き続き、輸入者に対して、中国において違法に製造加工 輸出されたものではないこと、原材料、製造・加工方法、検 査データ等がわが国の食品衛生法に適合すること等につい て確認を行うよう指導